

地方財政審議会付議（決裁）案件

令和5年12月19日（火）

（案件名）

- ・ 令和6年度における当せん金付証券の発売許可について
（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

畑中補佐（内23394）

1. 制度概要

- **発売団体である都道府県・指定都市は**、当せん金付証票法に基づき、発売総額、証票金額や発売期間等を記載した**申請書を総務大臣に提出し、許可を受けて発売することができる。**

① **ジャンボ宝くじ以外のくじ** … 前年度の12月にまとめて申請・許可 **【今回】**

② ジャンボ宝くじ（ドリーム・サマー・ハロウィン・年末・バレンタイン） … 発売額が大きく、直近の売れ行きなどを踏まえて賞金条件等を定めるため、発売の都度、個別に申請・許可。

2. 対応案

- 今回、**ジャンボ宝くじ以外のくじに係る発売許可申請**が行われたところ、**当せん金の割合が50%以下**となっており、**法令上の要件を満たしていることから、許可**することとしたい。

※ 当せん金付証票の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額を超えてはならない（当せん金付証票法第5条第1項）。

また、一部のくじについては、当せん金の最高金額が**証票金額の250万倍に相当する額を超えない範囲の額として指定**することとしたい。

※ 当せん金の最高金額は、証票金額の50万倍に相当する額を超えてはならないが、総務大臣が指定する場合には、証票金額の250万倍に相当する額（キャリーオーバー時には500万倍）を超えない範囲の額とすることができる（当せん金付証票法第5条第2項）。

- ・ ロト7：200万倍（キャリーオーバー時333.3万倍）
- ・ ロト6：100万倍（キャリーオーバー時300万倍）
- ・ 宝くじの日記念くじ／初夢宝くじ：75万倍

【参考】 発売総額に占める当せん金・収益金の割合（予定）

今回許可額 (ジャンボ宝くじ以外のくじ)	当せん金の額 (割合)	収益金の額 (割合)	売りさばき手数料等 (割合)
5,766億円(100%)	2,613億円 (45.33%)	2,217億 (38.45%)	936億円 (16.22%)

●地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）
（当せん金付証券の発売）

第三十二条 都道府県並びに地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市は、当分の間、公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業の財源に充てるため必要があるときは、当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）の定めるところにより、当せん金付証券を発売することができる。

●当せん金付証券法（昭和二十三年法律第四十四号）（抄）
（都道府県等の当せん金付証券の発売）

第四条 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び地方財政法（昭和二十三年法律第九号）第三十二条の規定により戦災による財政上の特別の必要を勘案して総務大臣が指定する市（以下これらの市を特定市という。）は、同条に規定する公共事業その他公益の増進を目的とする事業で地方行政の運営上緊急に推進する必要があるものとして総務省令で定める事業（次項及び第六条第三項において「公共事業等」という。）の費用の財源に充てるため必要があると認めるときは、都道府県及び特定市の議会議決した金額の範囲内において、この法律の定めるところに従い、総務大臣の許可を受けて、当せん金付証券を発売することができる。

2 前項の許可を受けようとする都道府県及び特定市は、第七条第一項に掲げる事項及び当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を、総務大臣に提出しなければならない。

3 総務大臣は、第一項の規定による市の指定及び同項の許可については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

（当せん金付証券の当せん金品の限度）

第五条 当せん金付証券の当せん金品の金額又は価格の総額は、その発売総額の五割に相当する額(加算型当せん金付証券にあつては、その額に加算金(第二条第二項の加算金をいう。以下同じ。))の額を加えた額)をこえてはならない。

2 一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の五十万倍に相当する額を超えてはならない。ただし、総務大臣が当せん金付証券に関する世論の動向等を勘案して指定する当せん金付証券については、一当せん金付証券の当せん金品の最高の金額又は価格は、証券金額の二百五十万倍（総務大臣の指定する当せん金付証券が加算型当せん金付証券である場合で加算金のあるときにあつては、五百万倍）に相当する額を超えない範囲の額とすることができる。